

制定 平成 31 年 4 月 1 日

島根県中小企業制度融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 県の交付する島根県中小企業制度融資利子補給金(以下「利子補給金」という。)については、補助金等交付規則(昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 県は、生産性向上に資する設備投資を行う小規模企業者に対し利子補給金を交付することにより、設備投資の促進を図り、もって小規模企業者の施設・設備の近代化、経営の合理化等に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 交付の対象資金、対象者、設備投資の対象となる資金使途、利子補給率及び利子補給期間は、次の表のとおりとする。

対象資金	対象者	利子補給の対象となる資金使途	利子補給率	利子補給期間
島根県中小企業制度融資要綱(昭和 47 年島根県告示第 239 号)に定める資金であって、次に掲げるもの (1) 小規模企業特別資金 (2) 小規模企業育成資金	対象資金の融資を受けた者であって、生産性向上に資する設備投資を行うもの	(1) 設備資金 (2) 運転資金(設備導入に付随する物品購入費、諸経費等に限る。)	年 0.50 パーセント	3 年以内

(交付申請)

第 4 条 利子補給金の交付を受けようとする者は、島根県中小企業制度融資利子補給金交付申請書(様式第 1 号)に金融機関の発行する返済予定表を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請に当たっては、商工会議所、商工会、島根県中小企業団体中央会、島根県商工会連合会又は公益財団法人しまね産業振興財団(以下「商工団体等」という。以下同じ。)が意見を付すものとする。

(交付決定)

第 5 条 知事は、前条の規定により島根県中小企業制度融資利子補給金交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書を審査し、適当であると認めるときは交付決定を行うものとする。

2 利子補給金の交付を受けようとする者は、第 4 条第 1 項に規定する返済予定表と異なる返済をした場合は、知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(請求)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者は、上期分(1月から6月までの期間をいう。)にあつては8月10日までに、下期分(7月から12月までの期間をいう。)にあつては2月10日までに、島根県中小企業制度融資利子補給金請求書(様式第2号)にフォロー状況報告書(様式第3号)及び利息支払証明書(様式第4号)を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項のフォロー状況報告書は、第4条第2項の規定による意見書を付した商工団体等が作成するものとする。

(支払)

第7条 知事は、前条第1項の規定により島根県中小企業制度融資利子補給金請求書の提出があつたときは、当該請求書を審査し、適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

(利子補給金の打切り等)

第8条 知事は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 事業を継続していないことが明らかになったとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により規則及びこの要綱の条項に違反したとき。
- (3) その他利子補給金の交付に適さないと知事が認めるとき。

(交付決定の取り消し等)

第9条 知事は、利子補給金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定をしないものとし、又は既に行つた交付決定を取り消すものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていると認められるとき。

(調査)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、利子補給金の交付を受けた者に対し必要な調査を実施するものとし、利子補給金の交付を受けた者は、これを拒んではならない。

2 知事が前項の調査を実施する場合は、商工団体等、金融機関及び島根県信用保証協会(以下「保証協会」という。)は、これに協力しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。